

○北広島市営住宅条例施行規則（抜粋）

（運営委員会の組織）

第4条 条例第4条に規定する北広島市営住宅運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他適当と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

5 委員長は、会務を総理し、運営委員会の会議の議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員長及び副委員長とともに事故があるとき、又は欠けたときは、委員長が指定した委員がその職務を代理する。

（運営委員会の会議）

第5条 運営委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 運営委員会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営委員会は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

（運営委員会の会議の特例）

第5条の2 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがないときその他やむを得ない理由があるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問い、運営委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

（運営委員会の庶務）

第6条 運営委員会の庶務は、建設部建設総務課において行う。

（その他）

第7条 第4条から前条までに定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。